

《所定疾患施設療養費》の公表について

令和6年4月1日

令和3年4月の介護報酬改定により、介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の条件を満たした場合に評価されることになりました。
厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

対象となる入所者の状態は次の通りです。

- ・肺炎
- ・尿路感染症
- ・带状疱疹
- ・蜂窩織炎
- ・慢性心不全の増悪（2024.4～）

1. 上記で治療が必要となった入所者様に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等行われた場合に算定します。また、1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定する。

2. 診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。

3. 算定開始後は、治療の実施状況について公表する。

4. 医師が感染症対策に関する研修を受講している。（所定疾患施設療養費Ⅱに限る）

●令和5年度 所定疾患施設療養費Ⅱ算定状況

病名	肺炎		尿路感染症		带状疱疹		蜂窩織炎		心不全	
	件数	治療日数	件数	治療日数	件数	治療日数	件数	治療日数	件数	治療日数
R5.4	1	10	3	23			2	14		
R5.5	3	23	2	8						
R5.6	2	15	2	11						
R5.7			2	12			2	20		
R5.8	3	24	1	7			1	10		
R5.9	2	15	2	15			1	10		
R5.10	7	57					2	15		
R5.11	6	43					1	8		
R5.12	39	263					4	35		
R6.1	2	16	2	18			3	26		
R6.2			2	17						
R6.3			5	39						
計	65	466	21	150	0	0	16	138	0	0